６－７　単品スライドの運用フロー

６－７－１　増額の単品スライドの場合

１．単品スライド請求（残工期２月以上）

【受注者】
単品スライドを請求する工事について、様式－１を提出。

7日以内

２．協議開始日通知（請求を受けた日から１４日後を協議開始日とする）

【発注者】
様式－２により、協議開始日と必要な提出書類について指示する。

- 様式－３
- 対象材料集計表
- 鋼材類契約書、軽油契約書等の各対象材料を購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、購入日等の確認できる資料
- 実施工程表等の対象材料を搬入又は使用した日が確認できる資料

14日

３．単品スライドについての協議

【受注者】
様式－３及び必要書類を提出。協議開始。

【発注者】
必要書類の審査及び単品スライド額の算定。

① 協議額を承諾する場合
様式－４を送付し､請負者の協議額を単品スライド増額分として契約変更を行う。（スライド請求前に、確定数量に基づく変更契約が実施されている場合において、本処理を行う可能性がある）

② 請負代金額変更に応じられない場合
様式－５により協議し、様式－７の提出を求める。

③ 協議額を修正提示する場合
様式－６により協議し、様式－７の提出を求める。

14日以内

４．契約変更

【発注者】
協議不調の場合は、様式－８により通知し、契約変更を行う。